正 誤

平成23年3月29日付け岩手県報号外登載企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程(平成23年岩手県企業局管理規程第5号)

誤		正	
建設中の水力発電	業務課総括課長、業務課の課長若しく	建設中の水力発電	<u>同上</u>
所及び風力発電所	は担当課長、主任主査若しくは主査又	所及び風力発電所	
	<u>は</u> これらに準ずる職にある者		
建設中の水力発電	業務課総括課長、業務課の課長若しく	建設中の水力発電	業務課総括課長、業務課の課長若しく
所及び風力発電所	は担当課長、主任主査若しくは主査 <u>若</u>	所及び風力発電所	は担当課長、主任主査若しくは主査若
	<u>しくは</u> これらに準ずる職にある者 <u>又は</u>		しくはこれらに準ずる職にある者又は
	施設総合管理所若しくは県南施設管理		施設総合管理所若しくは県南施設管理
	所の長、次長、課長、特命課長、主任		所の長、次長、課長、特命課長、主任
	<u>主査若しくは主査若しくはこれらに準</u>		主査若しくは主査若しくはこれらに準
	<u>ずる職にある者</u>		ずる職にある者